

地域における社会の情報基盤としての統計

—— その構築の条件 ——

菊 地 進

はじめに

1. 地方統計の理念と位置づけ
2. 地方統計機構の現状
3. 統計主管部局の課題
4. 政策形成に果たす役割
5. 庁内シンクタンクをめぐる新たな潮流
6. 地域における統計教育と統計利用促進
7. 統計 GIS の意義と利用可能性

おわりに

はじめに

2007年の『統計法』の全部改正により、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へと公的統計の位置づけが拡大されることになった。そして、この変更を踏まえ、政府統計の総合窓口 e Stat が拡充され、また二次的利用制度が導入されるなど公的統計の公表と利用の便宜の拡大が進んできている。

では、地域においてはどうか。統計の位置づけの変更を地域において言い換えれば、「地域における社会の情報基盤としての統計」ということになるが、その確立状況はどうか。地方統計機構といえば、それが困難な状況を抱えていることは、「統計審議会答申」、「統計基本計画」などにおいて何度も指摘されてきているが、その状況は変わっていない。そうした中で、いかにして「地域における社会の情報基盤としての統計」を作り上げるか、その構築の方向と条件について考えることとしたい。

分散型統計機構のもとわが国の統計は、個別省庁の行政目的から作成されてきており、その実査は、国の機関、国の出先機関、および地方統計機構によって担われてきた。そして、政府横断的な調整機関として総務省統計局に政策統括官（統計基準担当）が設けられ、専門的かつ中立・公正な第三者機関として、内閣府に統計委員会が設けられている。統計委員会の下、公的統計の整備に関する基本的な計画が策定され、政策統括官を中心にその進捗状況が報告されている。

ただし、これは国の統計に関する整備の計画とその点検である。では、地方の統計に関してはどうか。これは、基本的に地方自治体に委ねられることになる。統計委員会でその取組状況が直接の審議の対象になるわけでない。その一方、地方公共団体の統計主管部局といえ、国の統計の実査が業務の中心を占め、独自の統計作成の余裕度は極めて小さいというのが実態である。そうした中で、「地域における社会の情報基盤としての統計」がいかにして構築されるのか。これが本稿の問題意識である。

1. 地方統計の理念と位置づけ

(1) 社会の情報基盤としての統計の意味

「社会の情報基盤としての統計」という規定は、すでに述べたように2007年に全部改正された『統計法』での規定である。その第1条で次のように謳われている。「この法律は、公的統計が国民にとって合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であることにかんがみ、公的統計の作成及び提供に関し基本となる事項を定めることにより、公的統計の体系的かつ効果的な整備及びその有用性の確保を図り、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上に寄与することを目的とする。」『統計法』はこのように謳い、この法律の寄って立つ基本認識が統計を社会の情報基盤と考える点にあることを宣言している。

では、そうした認識は何に由来するのか。日本国憲法の国民主権の認識とも関わるが、ここでは統計認識に限定し、1994年に国連統計委員会で採択された「官庁統計の基本原則」にその出発点を求めたい。その原則1は次のように謳っている。「官庁統計は、経済・人口・社会・環境の状態についてのデータを政府、経済界及び公衆に提供することによって、民主的な社会の情報システムにおける不可欠な要素を構成している。この目的のため、公的な情報利用に対する国民の権利を尊重するよう、政府統計機関は、実際に役に立つ官庁統計を公正にまとめ、利用に供しなければならない。」(アンダーライン筆者)。このように、「公的な情報利用に対する国民の権利」が明確に指摘されており、民主国家にとって非常に重要な内容が含まれている。

この原則を踏まえ、日本の統計の中・長期構想を論じようとしたのが1995年の統計審議会答申である。同答申では次のように指摘されている。「国民の選択肢が増大している中であって、国民が的確な意思決定を行っていく上で統計情報の役割がますます重要となっている。したがって、統計行政においても、統計が行政目的に使用されるのは当然であるが、国民に対する情報提供の観点から、国民の多様なニーズを一層的確に反映した利用しやすい統計を作成する必要がある。」¹⁾

この時は旧統計法のもとにあったため、「行政のための統計」が基本とされているが、「国民

1) 統計審議会1995年答申『統計行政の新中・長期構想』, p. 2。

に対する情報提供」の観点がないわけでない。その後、行政改革の一環として審議会の性格が法施行型へと変えられていく中、統計の将来構想は、各府省の統計主管部局長等会議の議論に委ねられ、2004年に同会議の申し合わせがまとめられた。同申し合わせでは次のように述べられている。「社会経済状況が大きく変化するなかで、個々の世帯や企業が的確な意思決定を行っていく上で、統計は重要性を増しており、広く国民一般の利活用のための情報提供という面についても十分配慮して、統計を作成する必要がある。」²⁾

統計審議会答申とほぼ同様のトーンであるが、「個々の世帯や企業が的確な意思決定」を行う上でというように、国民一般という表現ではなく、世帯や企業というようにやや踏み込んだ表現になっていることに注目したい。最近推奨され始めているビジネスにおける統計利用という視点が意識されていたとも考えられる。ただ、この時点では行政のための統計という位置づけが基本であり、家計や企業の期待に応える統計を作成する必要があると指摘するだけにとどまっていた。

(2) 統計の構造改革をめぐる議論の中で

バブル崩壊後、日本経済の構造が大きく変わり、国全体としても人口減少社会を見据え、統計についても大きく見直す議論が始められることになる。その一歩を踏み出したのが、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2004」（2004年6月4日、閣議決定）である。この中で、「官の改革」の強化として、「国・地方で、時代の変化を反映した的確な情報把握と迅速な情報開示のため、農林水産統計などに偏った要員配置等を含めて、既存の統計を抜本的に見直す。一方、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させる。」（第1部「重点強化期間」の主な改革 2. 「官の改革」の強化 (3) 行政改革の項）ことが謳われた。そして同年11月に内閣府に経済社会統計整備推進委員会が設置され、いわゆる統計の構造改革統計に関する議論が開始されたのである。半年間に8回の審議で議論された内容、配布された資料については、一定時間の後、すべてインターネットで公表され、政府統計が時々の政権や政策運営から中立性を保つべき性格にふさわしく、情報公開される嚆矢になったことについては注目しておきたい。

ここでは、統計の位置づけに関する論点についてのみ抽出しておきたい。同委員会の開始時点で協調されたのは、統計の公共財としての性格であり、すでにふれた「官庁統計の基本原則」である。そして、審議の結果まとめられた『政府統計の構造改革に向けて』では、統計の果たすべき役割に関して次の点が指摘された³⁾。

- ・国や地方公共団体にとって、基本的な政策運営、個別の行政施策の立案、さらに政策効果についての事前・事後の評価において、その合理性・客観性を担保するための基礎情報。
- ・内外の事業者や個人にとって、中長期の事業計画や生活設計、当面の資金調達や投資、消費

2) 『統計行政の新たな展開方向』（各府省統計主管部局長等会議申し合わせ、2004年）

3) 『政府統計の構造改革に向けて』（経済社会統計整備推進委員会報告、2005年6月、p. 3, p. 8）

- ・貯蓄といった合理的な意思決定を支える重要な指標。
- ・学術研究においてマクロ・ミクロの両面から様々な分析に活用されることで真理の探究を支え、社会を一層豊かなものにすることに貢献。
- ・国際社会における相互理解や経済社会の各分野の開発の促進にとって不可欠の情報基盤。

こうして、統計には公共財としての性格があることが強調され、事業者や個人にも広く利用される情報基盤として、作成・提供されることが意識されなければならない、また、現状認識、政策の評価のツールとして利用されることから、政府統計が時々の政権や政策運営から中立性を保つのでなければならないとしたのである。

(3) 地域における統計の役割

こうした位置づけ、方向性をさらに具体化して法の改正に結び付けるために、2005年9月に設置されたのが統計制度改革検討委員会であった。同委員会は、15回の委員会を経て2006年6月に報告書をまとめた。そしてこの報告書を踏まえ、条文の詰めが行われて『統計法』の改正案が国会に上程され、2007年5月に議決されたわけである。

こうして、改正された『統計法』の条文の間にある内容の多くは統計制度改革検討委員会報告の中にあると考えてよい。同報告書は、冒頭で改革のための基本視点は、「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」にあることを強調した。そして、次のように述べている。「国、地方公共団体その他公的な機関が作成する統計は、国・地方公共団体の政策運営や事業者・国民の意思決定等に不可欠な情報であり、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することは政府の基本的な行政サービスの一つであるとの認識に立って、それらの統計の政府が責任を持って提供できるような法制度を構築することとする。」⁴⁾

問題は、その際、法の対象範囲として地方公共団体がどのように位置づけられるかである。この点について、同報告は次のように述べている。「住民に身近な行政を担う主体として、地域の実情を数量的に把握し統計として作成・提供することで、当該地方公共団体はもとより地域の事業者や住民の合理的な意思決定を支えている。これらの統計については、地域における社会の情報基盤として重要な役割を果たしており、国が作成する統計と整合を図りながら整備が進められることによって、公的統計全体として有用性が高まるものである。」「このような観点から、……公的統計の一翼を担うものとしてその作成主体である地方公共団体を引き続き国の行政機関と共通の法的枠組みの中に位置づけておくことが適当である。」⁵⁾ (アンダーライン、ゴチック筆者)

こうして、公的統計における地方公共団体の役割が次のように規定されることになる。「公的統計の整備に関して、地域における公的統計の作成主体としての地方公共団体は、国が全国

4) 『統計制度改革検討委員会報告』(同委員会報告、2006年6月 p. 2)

5) 同上 p. 7。

的な規模で又は全国的な視点で作成する統計と適切に役割分担しながら、自らの政策決定や地域の事業者や住民のニーズに対応するために統計を作成・公表することが求められる。そのような統計は、各地方公共団体において、調査統計・業務統計・加工統計を問わず、現に多数作成されており、地域における情報基盤として重要な役割を果たしている。」「国が行う大規模な統計調査には、地方公共団体における統計関係組織によって実施に関する事務の一部が処理されるものが多くあり（法定受託事務）、そうした統計調査を円滑・確実に実施するためには、両者の双方向の連携協力関係が重要である。」⁶⁾

こうした議論を経て、統計法は2007年に全部改正、2009年に全面施行されたのである。その経緯を振り返ると、地域においては「地域における社会の情報基盤としての統計」という視点が必要であることがわかる。そして、地方公共団体には、地域の実情を数量的に把握し統計として作成・提供することが求められ、また、国が全国的な規模で又は全国的な視点で作成する統計と適切に役割分担しながら、統計を作成・公表することが求められていることがわかる。そして、地域における統計の役割は、当該地方公共団体の意思決定を支えること、地域の事業者や住民の合理的意思決定を支えることの二点であることがわかる。

さて、問題は地方公共団体がこうした役割を十全に果たせる状況にあるかどうかである。

2. 地方統計機構の現状

1947年の統計法、52年の統計関係調整法の制定により、戦後のわが国の統計行政の基本的枠組みが形作られた。統計調査については、国が企画立案し、国の費用負担のもとに、実査を担う組織を地方自治体に設ける、いわゆる地方統計機構の制度も作られた。

2007年の新統計法以降もその基本的関係に変化はない。こうした国による統計配置職員（枠）を軸に地方自治体においては、統計主管部局を作り、国の統計調査を担うとともに、地方の統計情報の整備と提供に努めている。しかし、当初5,030人という規模で配置されていた都道府県の統計職員配置定数は年々削減が進み、2012年現在では1,811人にまで減ってきている。

その上、2000年代に入ってから行財政改革のもと、自治体予算の削減と行政評価制度の導入、はやい人事異動などの中で、統計主管部局におけるモチベーションの維持も簡単ではなくなっている。

(1) 地方行財政改革と重なった統計法改正

2002年6月、小泉内閣において「構造改革に関する基本方針2002」が閣議決定され、国と地方の関係において税と補助金と交付税を一体的に改革を進める、いわゆる三位一体改革の推進

6) 同上 p. 13。

が決定され、05年にかけて国と地方において激しい議論が交わされた。そして、05年11月、政府・与党間合意にて補助金削減、税源移譲、交付税改革が決められ、地方の行財政改革は一層本格化することになった。ちょうどこの時期、すでに触れた「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、行政改革の一項目として、既存の統計を抜本的に見直すとともに、真に必要な分野を重点的に整備し、統計制度を充実させるという方針が立てられたのである。統計行政の改革という流れから見ると、このあと、経済社会統計整備推進委員会の設置、統計制度改革検討委員会の設置、統計法の改正へとつながっていくのであるが、地方公共団体を待ち受けていたのは、集中改革プランであった。

06年3月の「新行革指針に基づく集中改革プランについて」(総務省)に基づき、地方公共団体に対しては「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」(総務省、06年7月)が提示された。その柱は、総人件費改革、公共サービス改革、地方公会計改革の三点であった。総人件費改革では、地方公務員の職員数の削減と地方公務員の給与抑制が求められ、公共サービス改革では、計画策定(Plan)、実施(Do)、検証(Check)、見直し(Action)のサイクルに基づき不断に事務・事業の再編・整理、廃止・統合が求められた。また、地方公会計改革では、公会計の整備、行政コスト計算書の活用・資産・債務管理と改革プランの作成(3年以内)が求められた。

その結果、2008年までの3年間で、集中改革プランの作成・公表が全ての地方公共団体で行われ、地方公務員の定員数は4.7%削減された。内訳は、都道府県3.0%減(教育・警察除くと8.5%減)、指定都市7.3%減、市町村6.4%減となっている。その一方、国の統計調査を担うための国による統計職員の配置定数も次のように大幅に削減が進んだ。

統計専任職員数の削減

国の配置定数	69年	3,158人	定員削減開始
	95年	2,440人	新中・長期構想
	00年	2,338人	新府省設置
	05年	2,219人	総人件費改革開始
	06年	2,146人	1年で73人減
	09年	2,017人	07年より毎年43人減 4年で202人減
	10年	1,956人	21人限
	11年	1,839人	17人減
	12年	1,839人	なお削減続く

(2) 統計基本計画(2009~13年度)における地方統計機構の認識

こうした現状を踏まえ、2008年に策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」(以下、第1期統計基本計画とする)では、地方統計機構の現状と課題に対し次のような認識を示

した⁷⁾。

実査体制の現状・課題

- i) 都道府県の統計主管部局の職員（統計専任職員）や市町村の統計関係職員については、地方行政改革の中で大幅な削減が進められている。
- ii) 実査を担当する現場では、統計調査業務と他業務を兼務が普通で、大規模周期調査の実施時期によっては要員の確保が困難となり、業務量の平準化が必要である。
- iii) 統計専任職員の平均年齢と交付金の基準単価とのかい離が生じ、当道府県の負担が増えるとともに、交付対象外となる再任用短時間勤務職員の配置が増加しつつある。
- iv) 高齢化と調査環境の悪化により、統計調査員が不足し、確保が困難になっている。

地方公共団体の統計部局に与えられた意義役割を考えると、大変深刻な状況にあることを統計基本計画上也認識していたわけである。そして、第1期統計基本計画では、この認識に基づき一定の施策を講じることとした。その施行状況は、「統計法施行状況報告」として毎年、総務省より報告されてきているが、一定の具体的措置が講じられたのは次の項目である。

(施策1) 調査員が必要な調査の範囲の精査・見直し (各府省)

(施策2) 地方公共団体の統計部局における業務量の力平準化 (総務省)

(施策3) 地方を経由する調査の地方表章の充実、上乘せ調査 (客体数、調査事項) の支援 (各府省)

(施策6) 統計調査員の職務の精査、処遇改善等の検討 (総務省)

(施策7) 統計調査員の役割や社会的重要性の周知 (総務省、関係府省)

(施策8) 国の地方支分局等を通じて育成・確保している統計調査員情報の提供 (各府省)

しかし、次の施策については、ほとんど進展が見られなかったといつてよい。

(施策4) 統計調査事務地方公共団体委託費の基準単価、交付対象範囲等の運用の見直し (総務省)

(施策5) 地方公共団体の政策部門や人事・財政部門等に対し、統計調査の具体的な利活用方策、統計の有用性等を周知することにより、地方公共団体の統計部局が必要な人材を確保できるよう支援する。(総務省)

施策4は財政制約の壁に阻まれた形になっており、施策5については分散型統計機構の限界ならびに国と地方の関係の歪みが表れているといつてよい。

2014年には、「公的統計の整備に関する基本的な計画 (2014年～18年)」(以下、第2期統計

7) 「実査体制 (統計専任職員) の機能維持、国と地方の連携」([2] 第3の2の (2), p. 27-29)

基本計画とする)が策定されているが、ここでも、地方統計機構が厳しい状況におかれていることの認識は捨てられてはいない。しかし、残念なことに、地方統計機構への支援施策の記述については激減してしまっている。そして、研修強化、研修支援強化にウエイトが置かれるようになっていく。

3. 統計主管部局の課題

それでは、地方統計機構としての地方公共団体の統計主管部局の現状についてもう少し詳しく見てみたい。第1期統計基本計画では、「地方公共団体の統計部局は、大規模調査を一括して担当し、統計の真実性と統一性を確保するとともに、地方独自の活用を図るなど、わが国統計調査の基盤を確立する上で重要な役割を果たしている」とし、地方の厳しい現状を踏まえ、前述のように、その機能維持のため一定の施策を講じることを謳った。また、「地方公共団体では、公的統計を自ら利用するとともに、住民に対する情報提供の機能も有しており、統計の広範な普及に当たっては、このような点を踏まえつつ国と地方の協力を一層深めることが必要である」ことを強調している。

こうして、地方公共団体は、地方統計機構としての機能維持のみでなく、公的統計を自ら利用(行政目的利用)するとともに、市民利用・民間利用を促すことが求められているのである。第2期統計基本計画(2014年~18年)による公的統計整備のための施策展開の視点は、統計相互の整合性、国際比較、環境変化への対応、正確性・効率性、透明化・オープン化の確保にあり、整備すべき対象として、SNA・経済統計、環境・観光・交通・建設・土木統計、人口・労働・社会保障・教育統計を挙げた。そして、整備に必要な事項として、統計作成の効率化と報告者の負担軽減、統計リソースの確保・活用、調査環境の改善、統計データの有効活用、国際協力・国際貢献を挙げた。

多くは第1期統計基本計画で取り上げられていた事項であるが、あらたに統計データのオープン化の推進が加えられた。すなわち、政府統計の総合窓口(e Stat)について、API機能の提供や地図で見る統計(統計GIS)等の充実に向けた技術的研究を推進するなど、統計データのオープン化の取組を一層推進するということである。この点が、地方公共団体の統計主管部局、関係部局にどのような力を与えることになるのか注目が必要な点である。

統計主管課の業務は、地方統計機構としての国の統計の実査業務と当該地方公共団体独自の統計作成・分析・公表の業務がある。都道府県や政令市など大規模市の統計主管課の業務を整理するとおおよそ次のようになる。県単独事業(県単)については、経費負担の位置づけが異なるため、地方公共団体によって差があることは言うまでもない。かつこの項目はなされないケースもある。

統計主管課の業務の到達点

実査部門	人口、労働、企業等各種政府統計の実査……業務の大半
分析部門	独自調査（人口移動調査）、（小売物価調査）
（県単）	地域経済計算の作成、（速報） 地域産業連関表の作成、（分析ツール） 地域指標の都道府県、市町村別比較指標 SSDS の県内版、ランキング情報 （地域景気動向指数の作成） （地域経済動向報告の作成） （地域経済白書の作成）
統計普及促進	上記結果の公表、ホームページ
（県単）	統計書の作成、グラフコンクール （出前授業）、（統計協会）

先にみた2006年の「新行革指針に基づく集中改革プランについて」（総務省）は、総合計画、実施計画、単年度計画の策定・進行管理と行財政改革を表裏一体のものとして推進することを求めたものである。ようするに、国と地方で同様の行政運営が求められたわけである。計画の策定やその進行管理においては、統計や各種データの活用が必要になってくるが、利用できる統計情報の範囲、条件は、国と地方で大きく異なる。

政策形成に際しての統計情報には、センサス、一定規模の標本調査、業務データ、多数事例調査、個別ヒアリング結果が必要となってくるが、政府統計の標本調査結果の地方サンプルは限られる。そのため、独自調査・独自のデータ収集が必要となってくる⁸⁾。

しかし、地方公共団体の財政制約から、県単事業についてはむしろ減ってきているのが現状である。ホームページ等で見ると、統計主管課の従来型業務の基本は維持されているように見える。しかし、実査においては、調査環境悪化への対処（回答拒否）をしなければならないばかりか、調査員の確保難に直面してきている。また、統計予算のみ例外とならず、県単事業の縮小に直面し、人口移動調査、小売物価調査など独自調査が次々と廃止されてきている。そして、国の統計調査、県民経済計算などの加工統計作成で手一杯という状況になる。

そうなると、統計部署への異動を好まぬ傾向が生まれる、あるいは、統計部門への配属は数年耐え忍ぶ場となる可能性がある。しかも、さらなる難点として、異動がはやく経験が蓄積されづらいという問題も生じてくる。地方公共団体の職員は通常2年～3年で異動があり、1年

8) そのため、公的統計作成機関の一つに地方公共団体が数えられている。

目研修，2年目中核，3年目ベテランといわれるようになってきている。政策企画部門や統計部門も例外でなく，よい経験や分析成果が雲散霧消するという悪循環に陥りがちである。2000年代の地方行革，特に後半の集中改革プランの進行過程で多くの地方公共団体がこうした傾向に陥ってきていた。

したがって，地方公共団体の統計部門においては，こうした状況を打開することが喫緊の課題となってきたのである。人口減少が各地において具体的に進行する中で，計画策定，政策立案に際して統計利用は一層必要になっている。次のような分析は統計に基づかなければできない。しかも，分析自体についての高度化の要請もある。

- ・人口構成，人口移動，将来見通し（統計）
- ・事業所・企業の構成（統計）
- ・産業構造，付加価値構成（統計）
- ・市町村別ランキング（統計，SSDS）
- ・地域経済動向分析

ところで，集中改革プランを通じた一層の財政削減の中，計画策定について変化の兆しが見えてきた地方公共団体もある。委託予算がないためシンクタンク頼みにできない。職員自ら考え，手作りで作らざるをえない。そのためには，データを用いて自ら課題を考え，説明する以外ない。こうして，自前での統計利活用の例が生まれてきているのである。

4. 政策形成に果たす役割

地方自治体の統計主管部局といえば，決められた業務をきちんとこなす，変化の少ない部局とみられていた。それが，2007年の『統計法』全部改正の後，にわかに慌ただしさが増すところとなる。法改正に伴い「統計調査条例」を改正するだけでなく，統計主管部局の位置づけそのものを改めるようになってきたのである。

すなわち，「社会経済動向を的確に把握し，統計データに基づく計画策定や施策，事業の立案が従来以上に求められてきており，政策企画との一体性のため，統計調査に加えてデータ分析」も行うようにし，所属も総務部から企画政策部系に移すようになってきたのである。いわば旧来の調査統計課から政策統計課への切り替えである。

この点では，統計組織の位置づけの変更理由を議会答弁した京都府の例がわかりやすい。総務部調査統計課から企画政策部調査統計課へ移管した理由について，2008年6月の京都府定例議会で統計課長が次のように答弁している。

議員の質問；移管した調査統計課は，従来の統計課とどう違うのか。

答弁・説明；我が国が人口減少に転じ，投資余力も減退していく中で，適切な資源配分を行

うことが一層重要になっている。府においても、社会経済動向を的確に把握し、統計データに基づく計画策定や施策、事業の立案が従来以上に求められている。

そこで、政策企画との一体性のため、統計調査に加えてデータ分析も行う調査統計課を政策企画部に設置した。なお、他府県でも今日、政策企画部門に調査統計機能を置くところが多い。

また、改正統計法（H19. 5）では、統計を「社会の情報基盤としての統計」と位置付けており、調査統計課ではより積極的な府民や市町村へのデータ提供、情報共有を行うことにしている。

2008年当時の都道府県の統計主管課の配属部門は、政策企画部門29、総務管理部門11、その他（県民等）7であった。政策企画部門への移管はかなり進んできていたのである。問題は、人員減、早いテンポの人事異動の中でこうした要請にいかに対応するかである。

この点で留意すべきは、どの部局へ異動になるうとこれからは統計の利活用が必要になるという点である。満足度・重要度調査は政策企画課、統計データに基づく政策提示は個別部局、個別課題に直結する独自調査は個別部局、そして、統計主管課がサポートすべきは標本抽出、届け出、設計・集計・データ管理等である。

換言すれば、これからの地方行政に期待されるのは「全員統計力」への意識変化である。地方行政においてもこれからはすべてがPDCAサイクルで進んでいく。どのセクションへ行こうと統計利用が必要となる。ならば、統計セクションへの配属は統計を学ぶ好機と考えるべきである。このことを実地に示す例がないわけでない。

東日本大震災より前であるが、宮城県で将来計画である『みやぎの将来ビジョン H19 H28』の策定が行われた。この時、商工労働チームのリーダーは工業統計表を使って、宮城県の食品製造業の付加価値率の分析を石川県と比較しながら詳細に行い、宮城県製造業が直面している課題を分析・提示し、ビジョンにしっかりと盛り込んだのである。このリーダーは、学生時代は統計や統計学と無縁、むしろ嫌いだったという。しかし、異動で統計課を経験し、この時、統計には癖があることに気付き、強い興味を持つにいたったのである。この経験が、その後、企画部門・事業主管部門での業務に大変役立っている。

こうして、問題意識を持って統計に接することにより、職員の統計力の向上が可能となるのである。問題意識を深めるには、各課の政策課題を、統計データを用いて整理し、庁内や市民県民と共有できるようにすることが大事である。三鷹市ではそうした位置づけを持って『論点データ集』を作成し、公表してきている。同市では地域コミュニティが発達しており、行政職員が地域に入り、議論する必要があることから、各課の抱える課題を、統計データを用いてわかりやすく示すという試みが進展してきたのである。

非常に大事なことであり、地方行政に今求められているのは、「一步踏み出す統計活動」で

あり、統計の政策統計化、統計のプレゼンスの向上、内への展開（庁内）、外への展開（市民・県民）である。このように考えてくると、「地域における情報基盤としての統計」の確立のためには、地方公共団体内での変化が何よりも必要であるということがわかる。

5. 庁内シンクタンクをめぐる新たな潮流

統計が政策に役立てられるということは、何よりも事業主管部局が統計を用いて課題を捉え、語ることが必要であり、そこでの統計利用が活発になるということである。現場部門が、統計を用いて課題を深く捉え、庁内・庁外に課題と解決方向を提案するのである。そして、統計情報や分析資料、分析方法の提供を通じて事業主管課の統計活動を支えていくのが統計主管部局の役割となる。一部の県で、そうした組織的關係が構築されるようになってきている。一種の庁内シンクタンクの形成である。

庁内シンクタンクというと、自治体内の一部署として設置されたシンクタンクがイメージされる。例えば、宇都宮市の「うつのみや市民研究センター」などがよく知られている。同センターは、スタッフ6人で構成され、行政課題について、大学や研究機関など外部機関と連携して調査研究を行い、時代に対応した政策の提案を目指している⁹⁾。同様のタイプは、新潟市、上越市、相模原市、三原市など中核市においてみられる。自治体を取り巻く政策課題が山積していることを考えると、大変大事な仕組みであるが、財政的制約が進む中でそこまでは踏み出せないというのが多くの自治体の実態である。

ただし、どこの自治体でも長期計画をまとめ、その策定に際し、部署を超えたワーキングを作るなど特別体制が組まれる。長期計画策定では、外部シンクタンクへの委託度の高い自治体と庁内職員による手作り度の高い自治体に分かれるが、後者の度合いが高いほど実体ある特別体制がひかれることになる。「宮城の将来ビジョンワーキンググループ」、「しが2030年の姿検討ワーキンググループ」、「岐阜県長期構想検討ワーキンググループ」などが知られており、庁内各部署からメンバーが出された全庁的のグループにおいて検討が行われる。これらも一種の庁内シンクタンクと呼ぶことができる。

その中で、筆者がしばしば紹介するのが岐阜県における長期構想策定の取り組みとその後の展開である。岐阜県では、2005年2月に古田知事が就任し、徹底した政策点検が行われた。というのは、人口減少社会への突入が目前に迫るなか、それまでの開発型県政運営の見直しが待ったなしの状況になってきていたからである。県政のあらゆる政策を俎上にのせ、全庁的・大

9) 次のような業務を行っている。(1) 調査研究の推進、(2) 政策形成の取組（政策形成アドバイザーの派遣、ゼミナールの開催、その他 [政策立案基礎データの案内・提供、大学など研究機関との連携促進、自主研究会への出席]）(3) 政策情報の収集と発信（『研究誌』『まちづくり論集』の発行、「みや研」HPにおける情報提供、「みや研 GIS」の稼働、「みや研蔵書検索システム」の稼働）

規模に県民との意見交換を行うとともに、統計課内に設置した「人口・少子化問題検討会」において、岐阜県における人口の自然動態、世帯構成の変化、社会移動の動態を分析し、人口の将来動向を検討した。そして、すでに人口減少社会に入ってきていることを明らかにし、そのことを見据えた政策運営が必要になっていることを庁内外に訴えたのである¹⁰⁾。

同検討会が報告書を出した翌2007年からは、同報告書を手掛かりに長期構想策定に向けた検討が始まった。人口減少にどう立ち向かうかが大きな課題となるため、前例にとられない長期構想を作る必要がある。そうした決意を込めて、庁内各部署の政策に関わる若手職員に参加を依頼し、ワーキング形式で検討を開始したのである。この長期構想担当の取り組みは1～2か月ほどで庁内認知をえ、名称を長期構想研究会へと変更した。研究会と名付けたところが興味深い点で、会の性格が表わされていた。すなわち、政策立案には試行錯誤が必要で、決済の得られた結論のみを表に出すのではなく、検討中の議論も表に発表できるようにしたのである。まさに研究会である。

研究会運営にあたっての留意点は次のようであったという。データを丁寧に分析して、どこに課題があるかを議論し、見つけ出す。10年の計画を立てる作業だが、30年先くらいを見通して検討してみる。現在のまま推移すると地域がどうなるのかについて、できる限り推計を行う。不都合な耳障りな内容でも耳をそむけない(人口減の話題を嫌う傾向ある)。並行して、現場の実情を調査するフィールドワークを行う。

研究が軌道に乗り、研究の成果にある程度自信が持てるようになってくると、発表して意見を求めることを望むようになる。こうして、職員自身が政策討論会と称して庁内テレビ等を通じて研究発表を行い、マスコミ、議会、県民に訴えたのである。その際、データを用いて課題を深くえぐる問題提起をすることと、誰にでもわかる簡潔な表現をとることが心掛けられた¹¹⁾。当然に議会、マスコミからの反響があり、それが励みになり継続された。これらをまとめた報告書¹²⁾が2008年に出された。そして、これがそのまま長期計画の原案となり、その後1年をかけた庁内検討を経て、2009年に長期構想¹³⁾が策定されたのである。

さて、問題はその後である。多くの自治体において、長期計画の策定が済むと、特別体制として組まれたワーキングは解散され、策定にあたった担当者は異動となる。したがって、計画の文章は残るものの、策定過程で蓄積された資料、知恵などはかなりの程度雲散霧消してしま

10) 岐阜県総合企画部統計課『岐阜県人口・少子化問題研究会報告書』, 2007年3月。

11) 例えば次のような課題である。人口減少下における岐阜県の課題、岐阜県の雇用都市圏別経済循環構造、道路施設の老朽化について、人口減少下における持続的森林づくり、ものづくり地域としての持続的発展と岐阜県の産業政策、高齢者の介護問題について、等々。

12) 岐阜県『長期構想の策定に向けて 人口減少時代への挑戦』, 2008年4月。

13) 岐阜県『希望と誇りの持てるふるさと岐阜県を目指して～人口減少時代への挑戦～(H21～30年度)』, 2009年4月。

岐阜県のこれらの取り組みについては、菊地進 [11] において詳しくまとめておいた。

うケースが多い。岐阜県が違ったのは、将来構想研究会を解散するのではなく、政策研究会に改組して活動を継続した点である。将来構想研究会のメンバー等を「研究アドバイザー」として、30歳代を中心とする各部職員で組織し、長期構想課題のフォローアップ、新たな課題の研究に取り組んだのである。停滞期もあったようであるが、勉強会、研究成果発表会、人口部会報告会等、粘り強く研究会活動を継続している¹⁴⁾。まさに、組織横断的な庁内シンクタンクと呼ぶことができるであろう。

政策形成と伝承のための仕組みとして、もう一つ注目されるのが、福井県政策推進データシステムである。政策推進課において全体政策調整が行われ、政策統計課が政策形成、推進へのデータ利用を進める。そして、各部局それぞれに政策推進グループが設置され、全課にデータパーソンが配置される。そして、政策統計課がデータマネージャーとなり、データ分析部会、データマネジメント会議などを開催し、全体調整を図るのである。これも一種の組織横断的な庁内シンクタンクと呼ぶことができる¹⁵⁾。

6. 地域における統計教育と統計利用促進

地域の産業や人口の現状、将来見通し、立ち位置など地域の状況を統計で捉えるのは、地方自治体の統計主管部局や事業主管部局の役割である。そして、そうした地域の統計情報が広く提供され、教育機関での利用や市民利用・民間利用が進むのでなければならない。この点で一步踏み出そうとする自治体が出てきていることに注目したい。地域の教育機関への出前授業、市民講演会・研修会、企業向けの統計利用促進講座（ビジネスにおける統計利用）などである。

先の、将来構想のベースの認識を導いた岐阜県統計課は、地方統計機構としての基本業務をするとともに、岐阜県の現状を、統計情報を用いて紹介する仕組みを構築（統計からみた岐阜県・市町村の現状をデータとわかりやすいグラフで紹介、全国から見た岐阜県の位置、県政の10の指標などで紹介）するとともに、『データ活用講座』を開催し、県内の小学校、中学校、高等学校や大学、県内各種団体などを対象に、データの分析・活用のノウハウや、データから見た岐阜県の特徴などについて、統計課職員が出向いて、わかりやすいグラフや図等を用いて解説する事業に乗り出したのである。中学での資料の整理と活用（散らばりと代表値、ヒストグラム、標本調査）、高校でのデータの分析に現場の教員が対応しきれないところをカバーするとともに、自県の良さにもっと目が向けられるよう、児童・生徒・学生への教育に取り組むようになってきたのである。

14) 取り上げられているテーマは、人口減少時代の住宅政策について、森林、林業における課題と今後の展開、持続可能で満足度の高い介護体制について等で、データとグラフを使ったプレゼン資料を作成しているところが特徴的である。

15) 福井県のこうした取り組みについても、菊地進 [11] において詳しくまとめている。

この活動が評価され、岐阜県統計課は2012年度の日本統計学会統計教育賞を受賞している。地方自治体としては初めてである。2013年度の実賞は東京都統計部の『初等中等教育における統計リテラシー普及促進のためのデジタル教材の制作と普及活動～小学生のための統計学習「まなぼう統計」・中学生のための統計学習「まなぼう統計」～』である。出前講座という点でいうと、福井県、埼玉県、長野県、福岡県等へと広がってきている。

こうして、地方自治体の統計主管課は、地方統計機構として決められたことを決められた通り粛々とこなす部署から、庁内他課との関わりの構築、そして庁外への展開というように、『統計法』改正以前の統計課から大きく変貌を遂げようとしているのである。こうした時点に立って、地方自治体の統計活動活発化の鍵は何かと問われれば、大略次のようにまとめることができる。

求められる統計活動の好循環への転換に今求められるのは

- ・ 統計の政策統計化，統計のプレゼンスの向上
- ・ 内への展開（庁内），外への展開（市民・県民）
- ・ 要となるのは課題を捉える問題意識

統計利用の好循環を拓くポイントは（庁内）

統計課・係への配属を好まぬ傾向の払しょく

統計のクセを知り、使う力を取得することが、その後の業務で役立つことへの理解。志望する人は結果的に良かったと思える。

事業主管部署が統計を用いて課題を捉え、語る

統計を用いて課題を深く捉え、庁内・庁外に統計を用いて課題と解決方向をプレゼン。受ける質問からさらに深く考える。

事業主管課と統計課の連携及び情報提供

事業主管課の統計活動の支援。人口動向・将来人口推計等ベースとなる分析情報の提供。

統計力基準のポイントは（アンダーライン部は全職員が身につけるべき点）

- ・ 関連分野の公的統計を利用する力
- ・ データを仕分けして、蓄積する力
- ・ データに基づき課題を掘り下げ・整理する力
- ・ データに基づくプレゼンテーションをする力
- ・ 独自調査をする力（企画，実査）
- ・ 調査データを集計・分析する力（含む二次利用）

筆者は以上の見解を以下の研修で講じてきた(2014年までを列挙)。

総務省統計局統計研修所

「地域経済と統計」(対象; 国, 地方の統計関係職員) 2005年~2014年

「政策形成における統計の役割」(対象; 国, 地方の統計関係職員) 2013・14年

「地方行政と統計の利活用」(対象; 新任統計課長) 2014年

県統計課主催庁内研修

神奈川県, 大分県, 茨城県, 青森県, 大阪府他 (対象; 庁内職員, 市町村統計関係職員)

問題はその受け止め方である。庁内シンクタンクの必要性について強烈に心に届く職員とそうでない職員にはっきり分かれる。ある県の庁内研修会で講義したところ、「目から鱗, これこそ求めていたもの。やはり庁内シンクタンクが必要なのです。感激しました。」という反応があった。半面, 同じく聞いていてほとんど響かなかった職員もいて非常に驚いたという話が寄せられている。感激したという人のキャリアは, 総務系, 行政企画課, 工業振興課, 都市計画課と異動してきて, 基幹統計調査にも携わる機会があったとのこと。やはり, 気づくには, 問題意識の醸成される業務経験も必要と思われる。逆に言うと, 統計利活用がもう一歩進むには, 事業主管課での必要性がリアルにわかる展開が必要ということもできる。

7. 統計 GIS の意義と利用可能性

統計は匿名化が必要という意味で個人情報を切り離れたところで成り立つ。しかし, 行政サービスは個人情報・位置情報と切り離せない。したがって, 行政のための統計利用とは, このことを前提にした統計利用ということになる。他方, 民間利用でも自ら正しく入手した個人情報・位置情報については使用することができ, 統計と結びつけた利用が可能である。これは, 学術研究のみならず, ビジネスにおいてもそうである。そして, これらいずれの場合においても, それを可能とするのは統計 GIS と考えられる。実は, この利用確立が進む中で, 地域における社会の情報基盤としての統計の確立も進んでいくように思われる。

事業主管課の業務の多くは個人情報と位置情報の扱いとなる。この点で GIS (地理情報システム Geographic Information System) が威力を発揮するケースが増えている。代表的なのは, 新潟市である。新潟市都市政策部では GIS センターを設け, 政策分析研究を行っている¹⁶⁾。人口減少が進行したとき, 地方の政策課題はより深刻化する。それに備えた政策研究が

16) 長谷川普一 『人口減少社会が新潟市に与える影響とアセットマネジメント~コミュニティ系施設の現状分析とあり方の検討』, 新潟市土地・財産活用担当, 2008年。

長谷川普一 『GIS を用いて全住民位置情報を作成し災害対応へ活用した相馬市の事例』, 新潟市都市政策部 GIS センター, 2012年。

必要だということである。特に公共施設の配置においては、地域の人口の将来動向をどう見るかという点と密接な関連を持つことになる。公共施設への移動時間を含めた分析がなされ、議会でも議論の対象になってきている。

緑地行政に GIS を使った分析を展開したのが柏市である。市街化が急激に進んだ柏市は、緑地が急激に減少し、日常の市民生活という観点からも防災という観点からも、緑地の適正配置が大きな課題となってきた。その際当然に人口データの活用が必要になる。単に小地域人口の総数でなく、その年齢構成、将来動向も含めてである。こうして、地域の政策課題は統計と GIS によってとらえられてくる。柏市では、こうした都市基盤整備に GIS を活用するとともに、空閑地の有効利用を図るための「カシニワ制度」に取り組んでいる。そうした発想が生まれてきたのも、統計と GIS で地域をとらえる分析作業が基礎となっている¹⁷⁾。

ところで、上記 2 例は、行政内のデータを用いて分析が行われたものであるが、2012年、国の IT 総合戦略推進本部において「電子行政オープンデータ戦略」が決定されたことを受けて、多くの地方公共団体でオープンデータを推進する動きが生まれてきている。その利用は市民の責任でということになるが、使える形でのデータ提供が望まれる。この点で注目されるのが、室蘭市オープンデータ推進事業である。これは、市が保有する大量で多様な公共データを、身近な市民サービスやビジネスに利用することが期待されており、個人情報など公開できないものを除くデータについて、2次利用可能な形で積極的に公開するという方針のもと、2013年8月より公開に着手している。2次利用可能な形でというのは、GIS に載せられる形で公開するという意味である。したがって、GIS 構築で整備したデータのうち、公開できるものからホームページで公開する形をとっている。

地方公共団体保有データのオープン化¹⁸⁾ はさまざまな形で進んできているが、GIS に載せられる形はまだ限られている。そうした中では先駆的な取り組みといえよう。

他方、国による統計データのオープン化の推進事業についても進んできている。第2期統計基本計画では、次のように記載されていた。「政府統計共同利用システムの情報提供機能については、利用者のニーズを踏まえた改善を図るとともに、API 機能の提供や統計 GIS の充実等についても検討にする。」¹⁹⁾

長谷川普一「センサスと GIS を用いた行政政策～公共施設適正配置への活用など～」第64回統計セミナー「経済センサスから何がわかる」、2014年3月15日 主催；日本統計協会、立教大学社会情報教育研究センター。内容は、[13] にまとめられている。

17) 柏市は、カシニワ制度や GIS を使った緑の取組みが評価され、土地活用モデル大賞「都市みらい推進機構理事長賞」、緑の都市賞の「内閣総理大臣賞」を受賞している。「都市基盤整備における GIS を用いた空間統計の活用」、「カシニワ制度」の構想と導入で。

18) 地域資源の情報をオープンデータとして共有していくためのデータベースサイトである City Data <http://citydata.jp/> を見るとわかるが、必ずしも GIS に載せられる形とは限らない。

19) [2], 2013年, p. 27.

API 機能の提供や統計 GIS 機能については、次世代統計利用システムと呼ばれ、前者については2014年10月に本格運用に入り、後者も2015年1月に本格運用に入った。API とは、政府統計の総合窓口 (e Stat) で提供している統計データを機械判読可能な形式 (XML 等) で取得できる API (Application Programming Interface) であり、提供されるデータを自分のプログラムに取り込み自動更新させて、分析可能にする方法である。統計局の統計 GIS は、Google Map 地図に各自の入手したポイント情報やエリア情報を取り込み、背景となる区域の統計情報を表示し、分析可能か形を整えるものである²⁰⁾。

例えば、室蘭市のオープンデータの一部を統計局の GIS に載せたものが図 1 である。ごみ袋、ごみ処理券の販売店の店舗名、住所の CSV データを取り込むと瞬時にポイント表示される。店舗名、住所に加えて、属性情報を取り込み表示させることも可能である。独自にどのようなデータを持ちうるかによって、利用の可能性は少なからず広がることになる。

筆者は、東温市『市内事業所全数調査』の分析に関わったことがある。中小企業憲章閣議決定2010年6月ののち、各地において中小企業振興条例の制定が進んできた。そして、愛媛県東温市 (松山市の東隣、人口約3万5千人) でも振興条例策定に向けた議論が起った。しかし、市内企業の実態がつかめていない。そこで、2012年1月に中小企業団体や地元研究者の協力を得て市内事業所全数調査を実施したのである。調査内容は、事業所名、住所、事業内容、従業者規模、売上・採算・業況、仕入先・販売先、市内立地のメリット、各種制度の利用状況、事業承継、施策への要望、等々大変詳細なものであったが、分析は数量的処理を中心に行わざるを得なかった。大都市であればそれもやむを得ないところであるが、事業所数も限られている

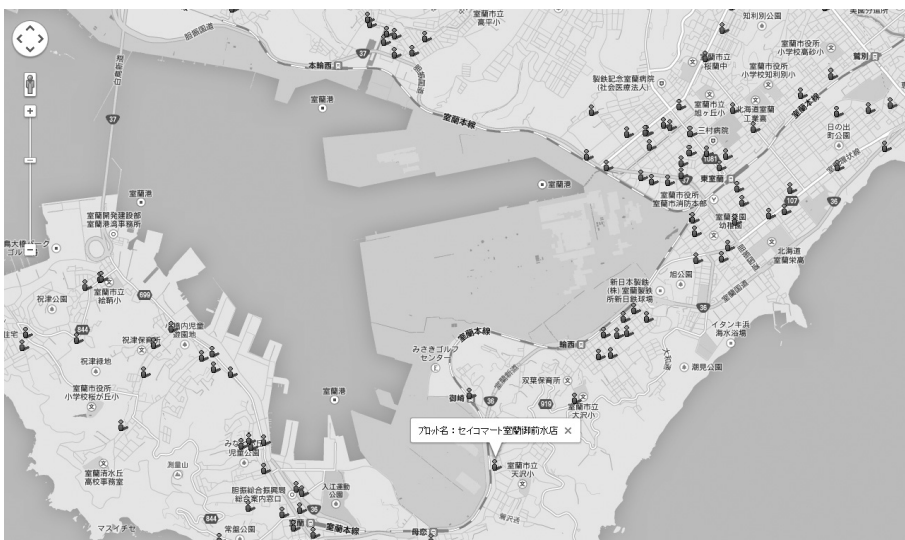


図 1 室蘭市のオープンデータを統計 GIS にポイント表示

20) 次世代統計利用システム <http://statdb.nstac.go.jp/>

自治体の場合は、振興会議での振興計画策定に際して、こうしたデータを GIS に載せて分析することが望まれる²¹⁾。

ところで2014年に青森県の統計分析課が市内中小企業を対象にビジネス講座を実施した²²⁾。開催趣旨は、統計データの分析は、行政のみならず、民間企業がマーケティングや経営戦略を練るうえでも有効であり、ひいては企業の競争力強化と雇用の創出・拡大につながるものが期待される。このため県内企業を対象に、統計データの利活用や人材育成を図る利活用セミナーの開催を行うというものである。こうした趣旨からすると、統計制度検討委員会が指摘した「地域における社会の情報基盤としての統計」を地で行かせようとしたものといってよい。青森県統計分析課は次のように述べている。このようなビジネスにおける統計利用を考えたのは、「地元企業（中小企業）は、顧客情報、取引先情報等独自を持っている。しかしその使い方がわかっていない。この点と公的統計の利用を結び付けたいというのが、“ビジネスにおける統計利活用講座”を開催したいという趣旨である。」（青森県統計分析課）。人口減少下で、地域の中小企業をどう伸ばしていくかということがいかに大きな課題となっているかがわかる。

では、ビジネスにおける統計利用は進んでいるのだろうか。2014年3月15日に日本統計協会の第64回統計セミナーが立教大学において開かれたが、その際の講演タイトルの一つに『統計情報は民間企業にとって宝の山』というものがあつた²³⁾。統計情報の利用といっても、内容は GIS と合わせた公的統計の利用であるが、商圈分析、出店エリア分析、営業店比較分析等々で不可欠となっているというのである。このように、大企業や余力のある企業は独自のデータ収集および分析体制を持ち、GIS とともに公的統計を使っている。資金も技術も限られた中小企業に統計利用を勧める青森県統計分析課の試みは一見無謀とも思えたが、逆に言えば、『地域における社会の情報基盤としての統計』の含意は、公的統計を中小企業でも使えるようにする必要があることを意味しているとも考えられる。

してみると、次世代統計利用システム（API 機能、GIS 機能）にはそうした条件を切り拓くことが本当は求められているはずである。統計局の統計 GIS 機能は、行政区画エリア、独自設定エリア、一定ポイントからの到達点エリア（徒歩、車）などの設定が可能であり、そのエリアの人口構成、事業所分布などの表示が可能となる。また、小地域データとのすり合わせ、メッシュデータとのすり合わせも可能となる。

図2は、東温市横河原駅にポイントを置き、500m、1km、2kmでエリア設定したものである。表示されているポイントは、東温市『市内事業所全数調査』の回答事業所である。そして、このように設定してリッチレポートを導出すると図3のような結果がえられる。メッシュ統計をもとに算出されるわけであるが、エリアがかかってくるメッシュ地域の統計情報につい

21) もちろん、調査に際して利用目的の明記が必要になる。

22) 青森県『ビジネスにおける統計利活用講習』（2014年7月29日、8月27日、9月8・9日）

23) 当日の講演内容については、[14]にまとめられている。

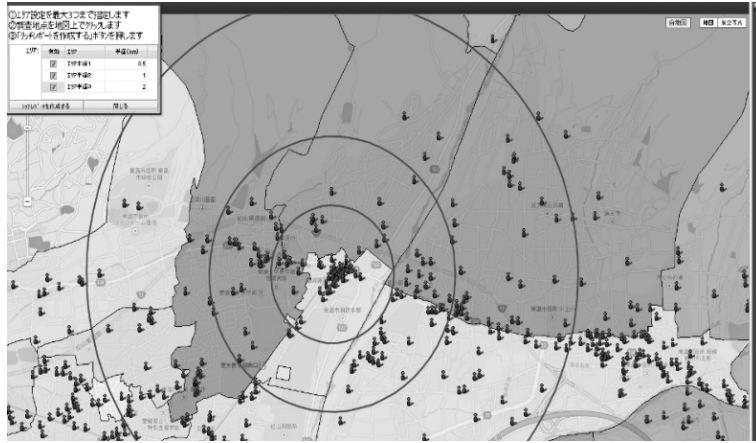
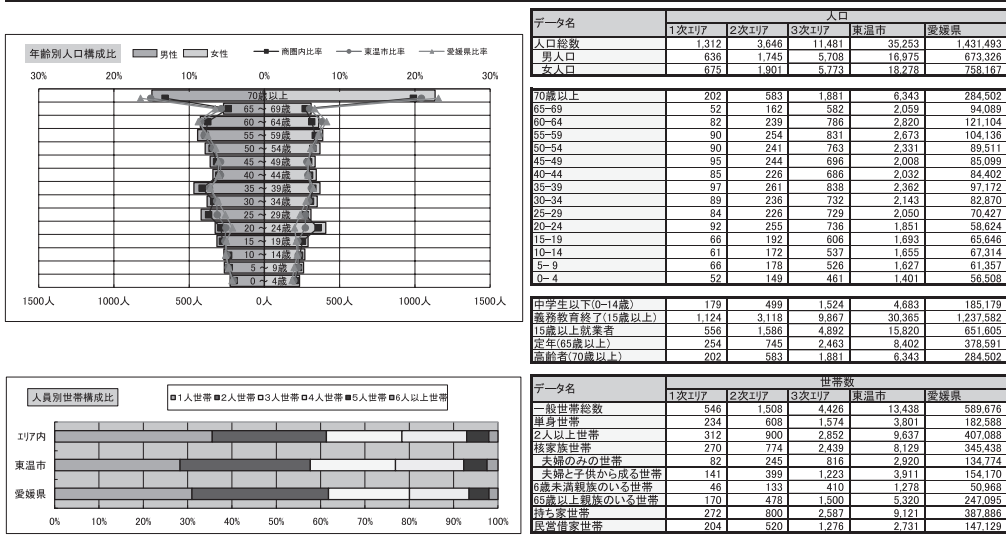


図2 東温市横河原駅からのエリア設定

調査地点 愛媛県東温市横河原 エリア範囲 1次:半径500m 2次:半径1000m 3次:半径2000m



平成22年国勢調査
平成13年事業所・企業統計調査

図3 エリア設定に基づくリッチレポート

ては、少しでもかかっていればすべて取り込む方法と按分で取り込む方法のいずれかを選択利用することも可能である。このレポートが役に立つかどうかは分析目的によることは言うまでもない。

以上、統計 GIS の一端を見てきたに過ぎないが、その利用可能性は独自データをどれだけ保有できるかにかかっている。その意味で、データ蓄積力が大事と考えられるのである。

おわりに

地域における社会の情報基盤としての統計の実現という点で、統計 GIS の利用可能性に注目しておきたい。その実現の大きな鍵を握ってくるものと思われる。地方行政における事業主管課の統計利用と統計主管課の連携の大きなステップとなるであろうし、地域における個人、団体、民間企業にとっての「情報基盤としての統計」の実現に向けても弾みがつくものと思われる。

身につけるべき統計力というときその内容はいくつかの段階に分かれるように、統計 GIS の活用についてもいくつかの段階に分けられる。2014年9月13日に経済統計学会で開催されたチュートリアルセミナーは、このことを意識して構成された。

次世代統計利用システム (GIS 機能試行運用版) 奥田直彦報告 (統計局情報システム課)
フリーソフト (Q GIS) 裏山隆一報告 (大阪府総務部統計課)
市町村人口情報による分析 浅野和仁氏 (富田林市上下水道部)
G Census (使ってみよう国勢調査) 青木和人報告 (あおき地理情報システム)
Arc GIS 長谷川普一報告 (新潟市都市政策部)

2015年1月30日に立教大学社会情報教育研究センター主催で開かれた統計活用シンポジウム『人口減少社会における政策形成と統計・GIS 政策と行政・統計情報・GIS の新たな関係』についてもそうした要素が組み込まれている。それは、GIS については、まだ利用のハードルが高いからである。これを乗り越えた時、事業主管課と統計課による統計利用の連携はさらに進み、社会での利用も進み、『地域における社会の情報基盤としての統計』の姿に一步近づくことになると思われる。

参考文献

- [1] 『統計法』(2007年、平成19年法律第53号)
- [2] 「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2009年3月13日閣議決定)
「公的統計の整備に関する基本的な計画」(2014年3月25日閣議決定)、総務省統計局政策統括官(統計基準担当) http://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/seido/12.htm
- [3] 「平成21年度統計法施行状況報告」(総務省統計局政策統括官、2010年6月18日)
- [4] 「平成22年度統計法施行状況報告」(総務省統計局政策統括官、2011年7月8日)
- [5] 「平成23年度統計法施行状況報告」(総務省統計局政策統括官、2012年6月14日)
- [6] 総務省統計基準部 『統計行政の新中・長期構想 統計審議会答申』(全国統計協会連合、1995年5月)
- [7] 総務省統計基準部 『統計行政の新たな展開方向 (各府省統計主幹部局長会議の申し合わせ)』

- (全国統計協会連合会, 2004年3月)
- [8] 内閣府経済社会統計整備推進委員会「政府統計の構造改革に向けて」(2005年6月)
 - [9] 総務省統計法制度に関する研究会「統計法制度に関する研究会報告書(中間とりまとめ)」(2005年12月)
 - [10] 内閣府統計制度改革検討委員会「統計制度改革検討委員会報告」(2006年6月)
 - [11] 菊地進「地方統計機構と統計の利活用」(法政大学日本統計研究所『研究所報』NO.40, 2010年9月)
 - [12] 菊地進「地方自治体における政策形成と統計」(日本統計協会『統計』2014年3月号)
 - [13] 長谷川普一「センサスとGISを用いた行政政策 公共施設適正配置への活用」(日本統計協会『統計』2014年5月号)
 - [14] 平下治「統計情報は民間企業にとって宝の山」(日本統計協会『統計』2014年5月号)
 - [15] 菊地進「誰でも使え、奥も深いG Census 立教大学での使用例」(統計情報研究開発センター『ESTRELA』2011年4月号)
 - [16] 青木和人「地方自治体版G Census 活用マニュアル」, 統計情報研究開発センター『ESTRELA』2012年7月号より連載。
 - [17] 菊地・岩崎編『経済系のための情報活用1』実教出版, 2013年。
菊地・岩崎編『経済系のための情報活用2』実教出版, 2015年3月(予定)。
(『情報活用2』第8講・第9講でG Censusが取り上げられる。G Censusの特徴は、国勢調査、経済センサスなどセンサス情報が搭載されている点にある。)
 - [18] 立教大学社会情報教育研究センター『輝きに満ちたまち東温市を支える中小企業 東温市中小企業現状把握調査の分析』, 三恵社, 2014年8月。
 - [19] 大阪府総務部統計課『平成21年経済センサス基礎調査に関する大阪府地域メッシュ統計(世界測地系) 報告書』, 2014年5月。
 - [20] 菊地進「社会の情報基盤としての統計, その実質化」(大塚・菊地編著『経済学における数量分析』第1章, 産業統計研究社, 2008年3月)
 - [21] 菊地進「地方自治体の基本構想と中小企業振興条例」(中小企業家同友会全国協議会企業環境研究センター『企業環境研究年報』, 第15号, 2010年12月)
 - [22] 『地方統計の利活用と活性化』(科研費研究報告書「地域経済活性化と統計の役割研究」, 研究代表菊地進, 産業統計研究社, 2010年7月)
 - [23] 菊地進『「実査体制の機能維持, 国と地方の連携」の進捗状況』(『立教経済学研究』第66巻第2号, 2012年10月)
 - [24] 『統計活用で新技術解説 立教大学社会情報教育研究センター』(『日刊工業新聞』2015年2月3日号)

資料1 都道府県統計職員配置定数

	統計主管課所属部局名		専任職員数 配置定数		配置定数以外の 県費職員数	
	2007年	2012年	2005年	2012年	県費 専任	県費臨時 ・非常勤
	北海道	企画振興部地域振興・計画局統計課	総合政策部地域行政局統計課	101	77	0
青森	企画政策部統計分析課	企画政策部統計分析課	39	35	1	1
岩手	総合政策室調査統計課	政策地域部調査統計課	37	31	1	5
宮城	企画部統計課	震災復興・企画部統計課	44	38	2	6
秋田	学術国際部調査統計課	企画振興部調査統計課	35	28	1	1
山形	総務部改革推進室統計企画課	企画振興部統計企画課	39	33	0	1
福島	企画調整部情報統計領域	企画調整部情報統計総室	46	38	17	5
新潟	総務管理部統計課	総務管理部統計課	45	42	0	3
茨城	企画部統計課	企画部統計課	46	39	1	11
栃木	県民生活部統計課	県民生活部統計課	39	33	0	4
群馬	総務局統計課	企画部統計課	39	27	0	2
埼玉	総務部統計課	総務部統計課	63	48	4	0
千葉	総合企画部統計課	総合企画部統計課	52	36	6	5
東京	総務局統計部	総務局統計部	147	132	2	6
	統計局統計部調整課	総務局統計部調整課				
	統計局統計部人口統計課	総務局統計部人口統計課				
	総務局統計部商工統計課	総務局統計部産業統計課				
	総務局統計部経済統計課	総務局統計部社会統計課				
神奈川	企画部統計課	神奈川県統計センター	77	67	1	2
山梨	企画部統計調査課	企画県民部統計調査課	31	27	0	2
長野	企画局情報政策課	企画部情報統計課	35	22	12	3
静岡	企画部総括企画監(政策推進担当)	企画広報部情報統計局	46	36	4	0
富山	経営管理部統計調査課	経営管理部統計調査課	36	32	0	1
石川	県民文化局県民交流課統計情報室	県民文化局県民交流課統計情報室	37	30	3	3
岐阜	総合企画部統計課	総合企画部統計課	46	36	0	2
愛知	県民生活部統計課	県民生活部統計課	96	76	7	4
三重	政策部統計課	戦略企画部統計課	37	32	0	2
福井	総務部政策統計課	総合政策部政策統計課	33	21	1	2
滋賀	政策調整部統計課	総合政策部統計課	34	31	1	4
京都	総務部統計課	政策企画部調査統計課	55	45	4	8
大阪	総務部統計課	総務部統計課	113	96	4	0
兵庫	県民政策部政策局統計課	企画県民部統計課	65	52	6	6
奈良	総務部統計課	総務部知事公室統計課	34	28	0	3
和歌山	企画部計画局統計課	企画部企画政策局調査統計課	30	22	0	4
鳥取	企画部統計課	企画部統計課	28	23	1	4
島根	政策企画局統計調査課	政策企画局統計調査課	34	30	0	4
岡山	企画振興部統計管理課	総合政策局統計調査課	34	28	0	2
広島	地域振興部地域振興対策局統計管理室, 統計調査室	総務局統計課	50	36	0	2
山口	総合政策部統計分析課	総合政策部統計分析課	41	38	3	0
徳島	県民環境部統計調査課	政策創造部統計調査課	28	25	0	1
香川	政策部統計調査課	政策部統計調査課	32	28	0	2
愛媛	企画情報部管理局統計課	企画振興部管理局統計課	36	29	0	1
高知	政策企画部統計課	総務部統計課	26	24	1	4
福岡	企画振興部調査統計課	企画・地域振興部調査統計課	68	59	2	0
佐賀	経営支援本部統計調査課	経営支援本部統計調査課	29	24	0	1
長崎	県民生活部統計課	県民生活部統計課	35	30	0	2
熊本	地域振興部統計調査課	企画振興部(交通政策・情報局)統計調査課	39	33	1	8
大分	企画振興部統計調査課	企画振興部統計企画課	35	26	0	3
宮崎	総合政策本部統計調査課	総合政策部統計調査課	33	29	0	3
鹿児島	企画部統計課	企画部統計課	45	42	0	1
沖縄	企画部統計課	企画部統計課	49	45	2	8
			2,219	1,839	88	147

資料2 統計法の位置づけに関する議論；地方統計の視点から

統計審議会1995年答申『統計行政の新中・長期構想』

「国民の選択肢が増大している中であって、国民が的確な意思決定を行っていく上で統計情報の役割がますます重要となっている。したがって、統計行政においても、統計が行政目的に使用されるのは当然であるが、国民に対する情報提供の観点から、国民の多様なニーズを一層的確に反映した利用しやすい統計を作成する必要がある。」(p. 2)

『統計行政の新たな展開方向』(各府省統計主管部局長等会議申し合わせ, 2004年)

「社会経済状況が大きく変化するなかで、個々の世帯や企業が的確な意思決定を行っていく上で、統計は重要性を増しており、広く国民一般の利活用のための情報提供という面についても十分配慮して、統計を作成する必要がある。」(p. 4)

経済社会統計整備推進委員会第2回(2004年12月20日)

「議題1 経済社会の変化に対応推した統計の整備について」に関連して

- ・「政府統計の位置づけと統計の作成目的が変わってきたのではないか。戦後十数年、経済・社会の運営に果たす官の役割が圧倒的に大きかったことを受けて、政府統計も各種行政施策の企画立案を第一義として、所管行政の実施に必要な業務資料として作成されてきた。その後、経済が発展し、政府の役割が相対的に小さくなり、統計は民間が幅広い分野で利用する公共財としての性格を強めているが、統計のメーカーサイドでも世間でもそうしたことが意識されていない。」
- ・「1994年に国連統計委員会で採択された"官庁統計の基本原則"を紹介しておきたい。原則1に示された考え方によれば、政府統計の役割とは、行政、経済、社会一般への提供が並列・対等関係におかれている。これに対して、我が国の現在の統計に対する理解は、基本的には行政における需要に対応することが優先して考えられている。」
- ・原則1のように政府統計を認識すると、その体系性・全体性の確保の観点から、行政施策の企画等には不要であっても他の経済・公衆が真に必要とし、かつ、民間によって提供されていないものは、政府統計がカバーする必要があるということになる。」

注) 官庁統計の基本原則(1994年, 国連統計委員会)

「原則1: 官庁統計は、経済・人口・社会・環境の状態についてのデータを政府、経済界及び公衆に提供することによって、民主的な社会の情報システムにおける不可欠な要素を構成している。この目的のため、公的な情報利用に対する国民の権利を尊重するよう、政府統計機関は、実際に役に立つ官庁統計を公正にまとめ、利用に供しなければならない。」

『政府統計の構造改革に向けて』(同委員会報告, 2005年6月)

統計が果たすべき役割 (p. 3)

- ・国や地方公共団体にとって、基本的な政策運営、個別の行政施策の立案、さらに最近では政策効果についての事前・事後の評価において、その合理性・客観性を担保するための基礎情報として欠くことのできないツール
- ・内外の事業者や個人にとっても、統計によって示される各種の情報は中長期の事業計画や生活設計、当面の資金調達や投資、消費・貯蓄といった経済行動や社会への関わりの中で合理的な意思決定を支える重要な指標
- ・学術研究においてマクロ・ミクロの両面から様々な分析に活用されることで真理の探究を支え、社会を一層豊かなものにすることに貢献
- ・国際社会における相互理解や経済社会の各分野の開発の促進という観点からも不可欠の情報基盤

公共財としての統計 (p. 8)

- ・統計は、……公共財としての性格を持つべきであり、政府にはそれを供給する役割がある。
- ・各府省の行政目的に利用することを念頭に作成される統計についても、……事業者や個人にも広く利用される情報基盤の一つとして、作成・提供されることが意識されねばならない。
- ・理論的にも国際的水準に照らしても、一定以上の水準を保ち、体系性を有し、幅広い利用者の合理的な要求に応えられるものでなければならない。
- ・現状認識、政策の評価のツールとして利用されることから、政府統計が時々の政権や政策運営から中立性を保つべきことは言うまでもない。

『統計制度改革検討委員会報告』(同委員会報告, 2006年6月)

基本視点～「行政のための統計」から「社会の情報基盤としての統計」へ～

「国、地方公共団体その他公的な機関が作成する統計は、国・地方公共団体の政策運営や事業者・国民の意思決定等に不可欠な情報であり、社会の発展を支える情報基盤として必要な統計を提供することは政府の基本的な行政サービスの一つであるとの認識に立って、それらの統計の政府が責任を持って提供できるような法制度を構築することとする。」

(p. 2)

法の対象範囲としての地方公共団体

「住民に身近な行政を担う主体として、地域の実情を数量的に把握し統計として作成・提供することで、当該地方公共団体はもとより地域の事業者や住民の合理的な意思決定を支えている。これらの統計については、地域における社会の情報基盤として重要な役割を果たしており、国が作成する統計と整合を図りながら整備が進められることによって、公的

統計全体として有用性が高まるものである。」(p. 7)

「このような観点から、……公的統計の一翼を担うものとしてその作成主体である地方公共団体を引き続き国の行政機関と共通の法的枠組みの中に位置づけておくことが適当である。」(p. 7)

公的統計における地方の役割

「公的統計の整備に関して、地域における公的統計の作成主体としての地方公共団体は、国が全国的な規模で又は全国的な視点で作成する統計と適切に役割分担しながら、自らの政策決定や地域の事業者や住民のニーズに対応するために統計を作成・公表することが求められる。そのような統計は、各地方公共団体において、調査統計・業務統計・加工統計を問わず、現に多数作成されており、地域における情報基盤として重要な役割を果たしている。」(p. 13)

「国が行う大規模な統計調査には、地方公共団体における統計関係組織によって実施に関する事務の一部が処理されるものが多くあり(法定受託事務)、そうした統計調査を円滑・確実に実施するためには、両者の双方向の連携協力関係が重要である。」(p. 13)